



【社長から～心にとめておきたい言葉】

争いが起きる原因は「自分は正しい」という心

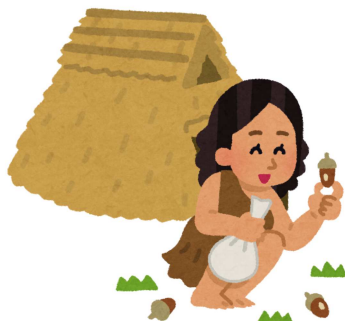
【まごころ通信】 by小峰裕子 第70話 縄文時代

遡ること約1万年前、氷河期が終わり気候が温暖化して海面が上昇し、日本列島が形成されました。食料も豊富になり、人々は狩りをしながら集落を作って定住生活を送るようになります。皆さんご存じの縄文時代、日本のあけぼの...ですね。

その後、大陸から人がやって来て稲作が伝わり弥生時代が始まり(600年ぐらい続きます)、その後は古墳時代から飛鳥時代(聖徳太子がいた時代ですね)、まあ色々あって時代は移り、2019年の今に至るわけです。

驚くべきは、この2000年余りの間に遂げた文明の発展と私たちの暮らし方です。ろうそくの灯りが電灯になり、手紙は携帯やSNSという時代ですから、変わったなんてもものではありません。ところが一方の縄文時代、遺跡から判断すると7000～8000年は続いていたのだそうです。なぜそんなに長く続いたのか不思議に思っていたところ、ある人が教えてくれました。狩猟採集という暮らしぶりでは、得た食べ物の備蓄ができません。そのため、集落の中で貧富の差が発生しなかったそうです。縄文時代の遺跡からは「人に対する武器が出てこない」のだとも。それが弥生時代になると米や雑穀を備蓄するようになり、身分の差が生まれました。リーダーが現れ階級が制度化され、他の集落と収穫物を巡って争いが起こるようになります。考えてみればその後の歴史も、権力と縄張り争いのようなものです。

「強い者でもなく、頭が良い者でもなく、生き残るのは変化できるものである」。ダーウィンの名言ですが、7000～8000年もの間、争わず変わらない暮らしを続けてきた縄文人は、激変にどう対応したのでしょうかね。日本人のルーツを思います。



10月の記録

【今月の自己申告達成】

今月は、酒匂さんが自己申告した売り上げ目標を達成しました。社長より業績給が支給されます。



【今月の管理受託物件】

箱崎3丁目貸家



【酒匂店長より】

30代、20代社会人の月平均読書数は0.3冊程度だそうです。学び、努力を重ねましょう。県立図書館はすぐ近く「箱崎」にあります。

【10月の社内研修会】強制参加

10月10日(木)16:00～17:30

テーマは「管理業務の詳細について」講師は小峰裕子さんでした。社長と飲む日は箱崎の「居酒屋健ちゃん」でした。



【しあわせ倍増コラムのご案内】

「特別寄与者による特別寄与料の請求」。弁護士の江口正夫氏の投稿です。HPでは、ブログやフェイスブックなどで日々の取り組みや様子を観ることが出来ます。

<https://taiyo-f.jp/column>

【税務相談会を開催しました】

10月5日(土)小峰裕子さんが代表を務める【相続マイズ福岡】第25回定例研修会を開催しました。テーマは「民法改正後の遺言と遺言執行者の実務」、講師は司法書士の橋本雅文氏でした。

10月8日(火)小峰勇治さんが宅建協会無料相談員を執務しました。

10月19日(土)大洋主催不動産無料相談日でした。10月26日(土)大洋主催無料税務相談会を開催しました。相談員は税理士法人TAパートナーズ代表の相浦圭太氏でした。同時に「不動産オーナーが知っておくべき消費税のこと」をテーマにプレセミナーを開催しました。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法。

2018年11月に施工された特別措置法。意外と知らない方も多いのではないのでしょうか。実はこの所有者不明の土地、2016年時点で日本の国土の約20%を超えています。20%というと、九州がすっぽり入る広さ。そんな広大な土地が所有者不明なんて、驚きます(約410万ha)。

そもそも所有者不明の原因には、「相続」が深く関わっているようです。この所有者不明の土地も、当然ながら登記簿上では所有者が存在します。この名義人が調べてみると明治の頃から変わってなかったり、所有者が変わっているけれども法務局に登記されていないことから割り出しが困難になっているようです。

現状では相続登記が義務化されていません。被相続人の死後、相続人が登記簿上の名義を書き換ええないまま放置し、4代、5代と継承されることで相続人の数が100名を超えてしまい、調べることが困難なのだそうです。当然、このような土地が多くある場合、そこに道路を通したい、鉄道を通したいというときに話が進みません。実際に所有者が判明するまで多くの手間と費用をかけて探索する必要がありました。

2016年の損失コストは1800億円を超えているそうです。国土の20%の土地が活用できない状況だと考えると、今回の制度の施行も頷けますね。この制度では主に3つのことが挙げられています。

①所有者不明の土地を円滑に利用できる仕組み
・公共性・公益性のある事業の場合、収用手続きが合理化・円滑化されました。また、10年を上限とし、土地の利用権の設定が可能に。(公園、緑地、文化共用施設、直売所など国、都道府県の事業認定要す)

②所有者の探索の限度を定める仕組み
・公的情報について、行政機関が利用できる制度を創設。所有者の探索については親族への聞き取りまでと定義されました。

③所有者不明土地を適切に管理する仕組み
・特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設

上記では簡単に書いていますが、様々な制限や手間があります。活用されるべき土地が眠ってしまわないように興味をもって勉強してみるべきかもしれませんね。



【11月のお誕生日】

11月のお誕生日はいません。



【月次報告会議】任意参加

11月5日(火)7:40~8:00
8:00~8:30は町内清掃を行います。

【特別社内研修会】全員強制参加

11月14日(木)店舗営業は14:00で終了してください。14:00~ コンプライアンス清掃
16:00~ 社内研修会 テーマは「キャッシュフローツリーと利回り」。講師は小峰裕子さんです。
18:00~ 社長と飲む日

【月次営業会議・異見会】店長と希望者参加

11月12日(火)18:00~

【素直塾】全員強制参加

11月26日(火)17:00~18:00
18:00~本会議(任意参加)



【早朝勉強会】任意参加

11月19日(火)8:30~8:50
テーマは「恥ずかしくない仕事をする」です。

【今月の社員】 只松 市代

3年前に37年勤めた会社を退社し、新しい環境に移りました。どちらかというと今までは高齢の方と接することが多かったのですが、小学生の低学年生と触れ合う日々です。



高齢者の方からは、知恵とコツ、小学生の子たちからは元気とパワーを頂き、大きな声を出したり走り回る毎日です。自宅では、高校1年生の娘と仲良くバトルを繰り広げながら刺激的な毎日を過ごしています。

今、一番頭を悩ませてることは娘の毎日のお弁当です。さすがにキャラクターのお弁当は卒業しましたが、お友達と外食したりするようになると評価が厳しくなりました。

まだまだ自分の趣味やお出かけは、少し先になりそうです。それまでは、今の忙しく刺激のある生活を楽しむことにします。

